

# 福祉施設等における「マイナ保険証」の導入と管理方法



令和6年12月2日をもって、現行の健康保険証の発効が廃止されました。以後は、原則的にマイナンバーカードなどを利用した、マイナ保険証等の利用となります。

## CONTENTS

01

個人情報、特定個人情報、  
要配慮個人情報

02

マイナ保険証の概要と導入  
背景

03

福祉施設等での対応策

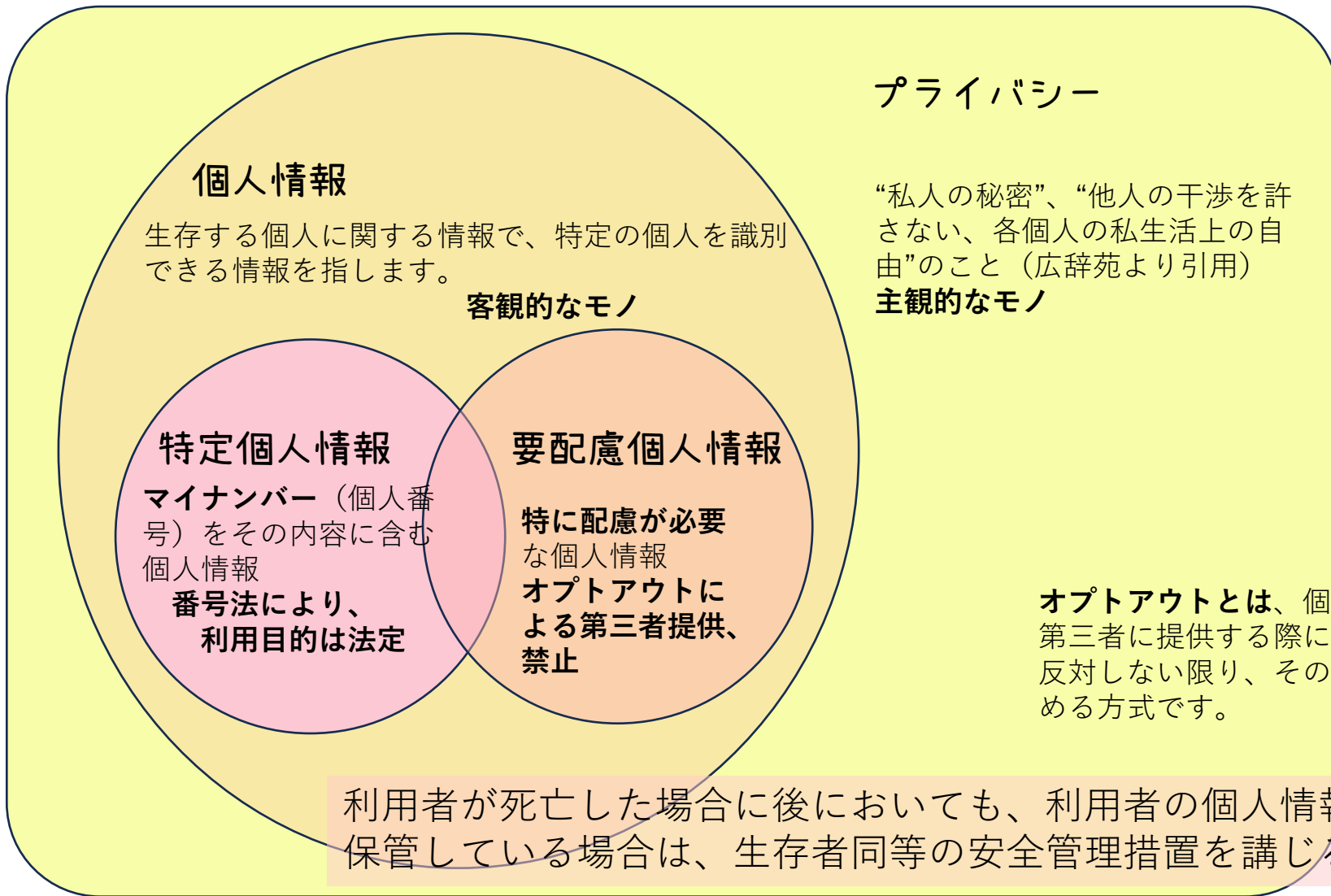
04

福祉施設等でのマイナ保険証の  
保管・管理



〒737-0045  
広島県呉市本通4丁目10番1号  
ワンシード社労士事務所  
特定社会保険労務士 行政書士  
横河内 弘樹  
090-4145-4034 fax0823-61-8123

# 01 個人情報、特定個人情報、要配慮個人情報



# 個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報を指します。

客観的なモノ

## 個人情報とは



特定の個人を  
識別できるもの



個人の身体の  
データ



個人に割り振られる  
公的な番号

例えば、  
生年月日や住所など氏名と結びつくことで個人情報となるケースや、メールアドレスなど、単独で個人情報になりうるケースなどケースバイケースの場合もある

## 個人情報に該当しないケース

**匿名化された情報:** 特定の個人を識別できないように加工された情報（例：集計データ）

**ニックネームやID:** これらが他の情報と照合できない場合、通常は個人情報には該当しません。

**故人に関する情報:**

死亡した個人の情報個人情報保護法の対象外ですが、名誉棄損や民事上の責任が問われるケースは存在します。これにより、遺族は故人の名誉やプライバシーを守るための法的手段を持つことになります。

# 特定個人情報とは

特定個人情報とは、「マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報」  
**特定の目的に限定して利用することが求められます**

# 要配慮個人情報とは

本人に対して不当な差別や偏見、その他の不利益が生じるおそれがあるため、特別な配慮が必要とされています。

**オプトアウトによる第三者提供は認められない**

## 要配慮個人情報の具体例

1. **人種**: 例えば、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人などの情報。
2. **信条**: 宗教的信仰や政治的・思想的な主義に関する情報。
3. **社会的身分**: 被差別部落出身や非嫡出子など、自らの力では容易に脱し得ない地位に関する情報。
4. **病歴**: がんや統合失調症など、特定の病気に罹患した経歴。
5. **犯罪の経歴**: 有罪判決を受けた事実（前科）。
6. **犯罪により害を被った事実**: 身体的、精神的、金銭的被害を受けた事実。
7. **身体障害、知的障害、精神障害**: 障害者手帳の交付を受けた事実や、医師による診断結果。
8. **健康診断等の結果**: 健康診断や遺伝子検査の結果など、個人の健康状態が明らかになる情報。
9. **逮捕や捜索に関する手続き**: 刑事事件において被疑者または被告人として扱われた事実。
10. **少年法に基づく手続き**: 非行少年としての保護処分に関する情報。

# 個人情報や個人データを取り扱うときの基本ルールとは？

## 1.取得・利用 ▶ 勝手に使わない！

- 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知又は公表する。



## 2.保管・管理 ▶ なくさない！漏らさない！

- 漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- 従業者・委託先にも安全管理を徹底する。



## 3.提供 ▶ 勝手に人に渡さない！

- 第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。



## 4.開示請求等への対応 ▶ お問い合わせに対応！

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
- 苦情に適切・迅速に対応する。



個人情報保護委員会作成資料より

# 02 マイナ保険証の概要と導入背景

## マイナ保険証とは

マイナ保険証は、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための仕組みです。医療機関では、顔認証付きカードリーダーを使用して、マイナ保険証を通じて本人確認を行います。このシステムは、従来の健康保険証に代わるもので、2024年12月2日から新規発行が停止され、従来の健康保険証に代わって利用されます

### 安心 よりよい医療が受けられる！



令和6年（2024年）12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療が受けられます。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。  
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

### 便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証を持参する必要がなくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



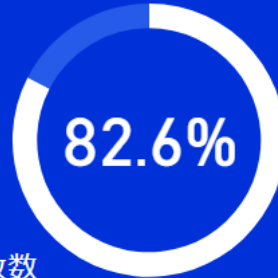
医療保険の保険者は、最大の協会けんぽ他、3,000以上あります。

## 健康保険証としての利用登録

有効登録数

78,743,686

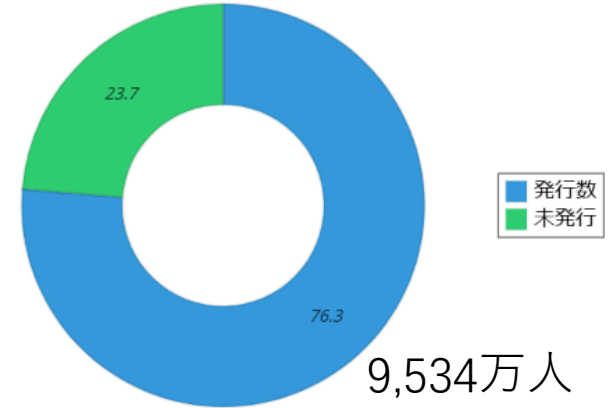
有効登録率



有効登録率：有効登録数/マイナンバーカード保有枚数

## マイナンバーカード保有率

保有者/人口

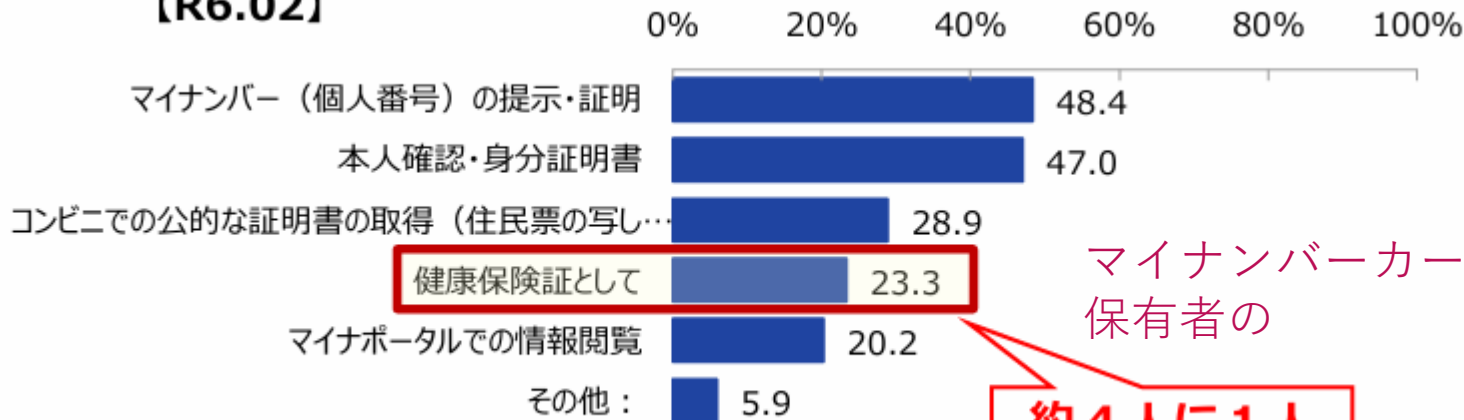


9,534万人  
12,542万人

全人口比の利用登録

$$0.76 \times 0.826 = 62.7\%$$

### 【R6.02】



マイナンバーカード  
保有者の

約4人に1人

# マイナ保険証を利用するメリット (マイナ保険証以外では利用できない)

## 利用のメリット



### より良い医療を受けることができる

患者さんに同意を得たうえで、医師等が過去の診療情報、お薬情報や特定健診の結果を確認できるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができ、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。たとえ、思いがけない怪我や病気で、初めての医療機関に受診したとしても、正確なデータが連携されるため、普段受診している医療機関と同様に安心して適切な治療を受けることができます。

### 突然の手術・入院でも自己負担の上限を超える高額な支払いが不要になる

突然の病気・ケガで手術や入院をすることになっても、自己負担の上限を超える高額な一時立て替え支払いなどをせずに、一定額以上の支払いが不要※になります。(※マイナンバーカードによる資格確認で高額療養費制度が適用される)

### 救急搬送時、医療情報に基づく総合的な判断により適切な処置を受けられます

マイナンバーカードを持ち歩いていると、患者さんに同意を得たうえで、救急隊員が診療情報、お薬情報などを参照できるようになるため、病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行うことができます。

	初診	再診(3か月に1回)	調剤(6か月に1回)
マイナ保険証使用	10円	10円	10円
健康保険証使用	30円	20円	30円

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要



# 医療DXの基盤としてのマイナ保険証の機能拡充 (今後)

デジタルトランスフォーメーション



マイナ免許証 25.3  
介護保険証 26年



厚生労働省 医療DXについて

- 電子カルテの情報の共有化
- 医療費助成の受給者証の一体化
- 診察券の一体化
- 予防接種や母子保健の一体化 など

マイナンバーカード自体は、今後、あらゆる行政サービス連携されます。また民間サービスとも連携します。

# 令和6年12月2日以降の医療機関へのかかり方

## 原則



健康保  
険証と  
して登  
録済み

補足

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードがあります。

## 例外

発行済み  
健康保険  
証



原則として令和7年12月1日まで使用可能

資格確認  
書



マイナ保険証を利用できない方

- ・マイナ保険証の利用登録が未登録
- ・マイナンバーカードの有効期限や電子認証が切れた
- ・マイナンバーカードを返納など

※マイナ保険証を保有している方であっても、マイナンバーカードでの受診等が困難な要配慮者（高齢者、障害者等）は、申請により、資格確認書を無償で交付。またこれらの方については、資格確認書更新時の申請は不要です。

オンライン資格確認が利用  
できない医療機関等で受  
診するとき



+

資格情報のお知らせ  
記号 番号 枝番  
氏名  
資格取得年月日  
保険者番号  
保険者名称

R6.12.1までの既存加入者様にはR6.9、又はR7.1～  
2に事業主様経由で送付(一部は個別送付)

マイナンバーカードの  
健康保険証利用登録有無の確認方法

マイナ保険証への登録状況は、  
マイナポータルにて確認でき  
ます！

**送付物イメージ**

お問い合わせ番号  
00-00000000-00000000-00  
〒123-4567  
東京都〇〇区〇〇町1-2-3  
全国健康保険協会 〇〇支部

(記号) 12345678 (番号) 1234567  
(被保険者氏名) 協会 太郎 様  
(対象者氏名) 協会 太郎 様

**資格情報のお知らせ**

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	1234678	番号	1234567	(枝番) 00
氏名	協会 太郎			
フリガナ	キョウカイ タロウ			
生年月日	平成元年 10月 1日			
負担割合	3割(令和6年〇月〇日時点)			
資格取得年月日	令和2年 1月 1日			
保険者名	全国健康保険協会 〇〇支部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードから  
マイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の  
資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・  
ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイ  
ナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでな  
い方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとお  
りです(12桁のうち下4桁のみ表示)。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番  
号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

\*\*\*\* \* 6825 **1**

**資格情報のお知らせ**

記号 12345678 番号 1234567 枝番 00  
フリガナ キョウカイ タロウ  
氏名 協会 太郎  
生年月日 平成元年 10月 1日  
資格取得年月日 令和2年 1月 1日  
保険者番号 12345678  
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

**2**



# マイナンバーカードの安全性について

## <施設で預かる場合の留意点>

### <カードのセキュリティについて>

- ・マイナンバーカードには、プライバシー性の高い個人情報情報は記録されないほか、偽造防止などにも対応した万全なセキュリティ対策が施されています。

**おもて**

なりすましはできません  
顔写真入りのため、対面での悪用は困難。

マイナンバーを見られても悪用は困難  
マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書などでの本人確認があるため、悪用は困難。

電子証明書を使うため、オンラインの利用にはマイナンバーは使われません

プライバシー性の高い個人情報が入っていません  
ICチップ部分には、税や年金などの個人情報記録されません。

**うら**

### 万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、**24時間365日体制で一時的に利用停止可能**
- アプリ毎に暗証番号を設定し、**一定回数間違えると機能ロック**
- 不正に情報を読み出そうとすると、**ICチップが壊れる仕組み**

- ・マイナンバーカードは、**ご本人での管理が基本ですが**、入所契約や預かり証等の合意に基づき、施設側で入所者のカードを管理することも可能です。その際には、例えば、紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管することや、出し入れした日時など管理の記録をつけること、職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくことなどが考えられます。
- ・マイナンバーカードの**暗証番号**は、本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。このため、ご本人での暗証番号の設定や管理に不安がある方は、暗証番号の設定をしないことを希望することが可能です。
- ・**資格確認書**を管理する場合は、現行の健康保険証と同様に、施設等で管理することが可能です。

# 03 福祉施設等での対応策

## ① 資格確認書の利用



発行済み健康保険証  
を利用(最大7年12月1  
日まで)



資格確認書を利用  
(当面の間発行)

資格確認書は  
マイナ保険証のメリッ  
トを利用できない

資格確認書は本来マイ  
ナ保険証を持たない方  
に交付されるものです  
が、要配慮者につい  
ては申請により発行さ  
れます。  
法定代理人他介助者等  
の代理申請も可。  
健康保険資格確認書交  
付申請書

## ② 顔認証マイナ保険証を利用



### 利用できないサービス

- マイナポータル
- 各種証明書のコンビニ交付
- 各種オンライン手続
- オンライン診療・オンライン服薬指導における健康保険証としての利用  
などの暗証番号の入力が必要なサービス

(参考) 施設側での管理方法について  
• 紛失防止のため鍵付きのロッカー等に保管する  
• 管理の記録をつける  
• 職員のうち管理を行う者の範囲を定める など

## 顔認証マイナンバーカードの申請

### マイナンバーカードを既にお持ちの方

お住まいの市区町村窓口へご本人が来庁いただければその場で手続きが可能です。

### 代理人が来庁して手続きを行う場合

利用者証明用電子証明書を発行済みで、設定の切替手続きのみ行う場合代理人は、本人が署名又は記名押印した委任状を提出する必要があります。委任状の様式については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

電子証明書の更新と併せて設定切替の手続きを行う場合は、別途手続きが必要です。

#### 電子証明書更新時

有効期限のお知らせが届く（有効期限の約3か月前）

＜本人または代理人が来庁＞  
電子証明書更新申請  
顔認証に係る設定切替の申請

市町村で顔認証マイナンバーカードの設定

顔認証マイナンバーカードを交付

#### 通常のカードから設定の切り替えを行う時

＜本人または代理人が来庁＞  
顔認証に係る設定切替の申請

市町村で顔認証マイナンバーカードの設定

顔認証マイナンバーカードを交付


### ③ マイナ保険証を利用（顔認証で利用する）

**メリット 暗証番号管理が必要でない・しない**

医療機関のスタッフが顔認証付きカードリーダーを  
目視モードに切り替え、**目視確認が可能**です。

①

顔認証付きカードリーダーで本人確認を試みるが上手くいかず、暗証番号も忘れてしまった



顔認証  
顔認証付きカードリーダー

帽子やメガネをしていると、反応が悪い場合があります


②

医療機関のスタッフに患者からその旨を伝え、マイナンバーカードを提示する。スタッフは券面で、本人確認をおこなう



③

スタッフが本人確認後、顔認証付きカードリーダーを**目視モード**に切り替えた後、患者は同意画面にすすむ



目視モードへの切り替えは、時間を要することがあります

### ③ 通常のマイナ保険証を利用（暗証番号は利用せず） 2

医療機関を受診する際は、マイナ保険証を利用し顔認証で資格確認する

暗証番号は、利用者の家族が保管、もしくは、施設で別途保管。  
今後のマイナンバーカードの利用拡大においては、暗証番号は必須となります。

通常の利用方法と想定される「暗証番号」による利用については、別途、「暗証番号」の保管・管理について措置する必要があり、たとえば、受診などの補佐として、付き添う職員を限定するなど、あらたなルールが必要となりそうです。

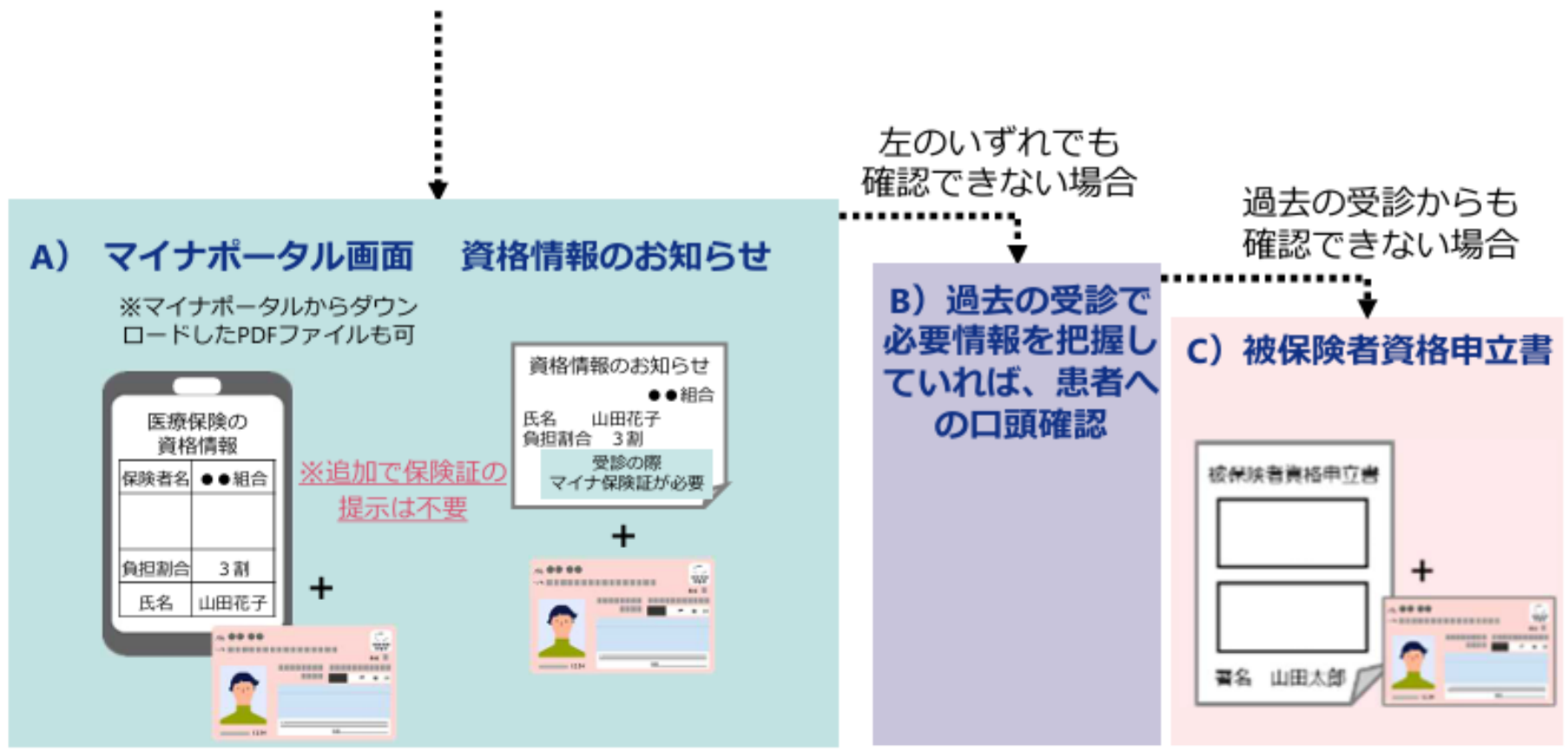
一方、コンビニ等を利用する公的証明の取得については、「顔認証」について、未整備ですので、その点の制約があります。

「暗証番号」自体は、個人情報に該当しませんが、通常保管管理する際には、氏名等と紐づくため、個人情報・個人データとなります。



# 顔認証付きカードリーダーが不具合で使えない場合は？

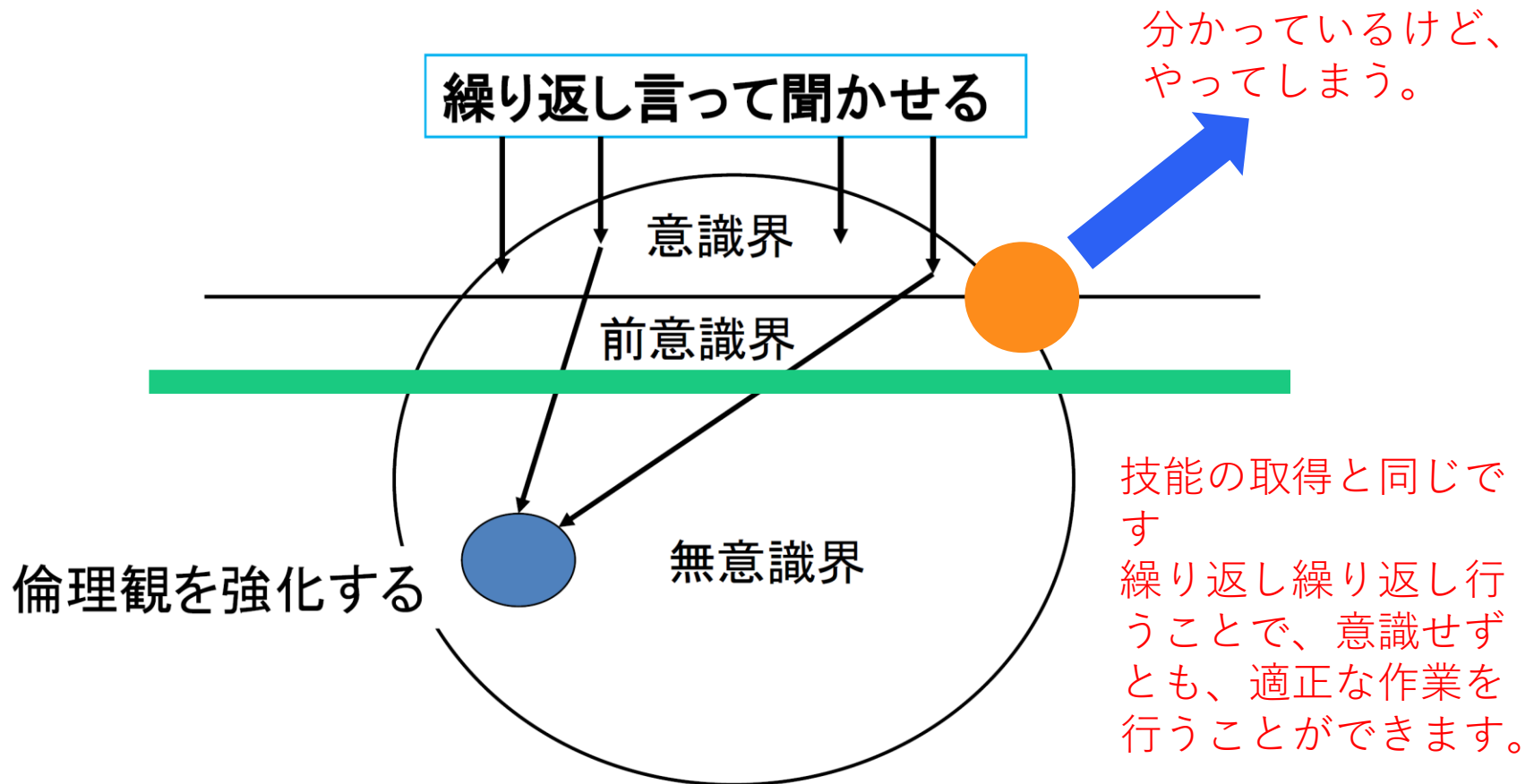
何らかの事情で資格確認を行えなかった場合



## 04 福祉施設等でのマイナ保険証の保管・管理

- ① 個人情報保護に関する宣言・方針の対外的明確化など、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインなどを遵守
- ② 責任体制の明確化と患者・利用者窓口の設置等  
事業者の全体を統括する組織体制・責任体制を構築し、規則の策定や安全管理措置の計画立案等を効果的に実施できる体制の構築  
個人情報の取扱いに関し利用者等からの相談や苦情への対応等を行う窓口機能等の整備
- ③ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備
- ④ 職員への研修 **コンプライアンス研修は、繰り返し行うことが重要**
- ⑤ 個人情報管理も含めたFAQの整備

# わかりきったことをなぜ何度も研修するのか？



職業倫理を意識するには「繰り返し」が有効

## マイナ保険証の預かり、保管、利用についての手順

基本的に、健康保険証の預かり、保管、利用と変わることはありません

### マイナ保険証の預かり

利用契約書等に、「マイナ保険証」を記載の上、ご本人(親権者・後見人などの代理人)との合意により、預かることが可能です。

### マイナ保険証の保管

アクセスエリアの制限

保管については、金庫・鍵付きのロッカー等で保管してください。施設利用者が保管するケースも、鍵付きのキャビネットで保管します。

また、暗証番号を預かる場合は、マイナンバーカードと、一緒に保管するのではなく、別々に保管するようにしましょう。

## マイナ保険証の利用

- 出し入れの記録、利用についての管理簿をつける。
- 昼間、夜間など利用状況に合わせた、管理・持ち出しを行う職員の配置やルールについて、決めましょう。
- 暗証番号を保管しない場合は、現行の預かり保険証の利用ルールと同様でよろしいでしょう。
- 受診の場合の保険証として利用する場合は、顔認証で足るため、暗証番号は、管理者を限定し、マイナンバーカードとは別の、厳密な保管管理が必要です。
- 個人情報と合わせて「相談窓口」の設置をし、利用者に周知。
- 利用記録、保管状況などの監査を定期的を実施することが必要です

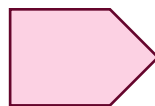
### <マイナンバーカードを紛失した場合>

- マイナンバーカード機能停止の手続きが必要となりますので、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178。音声ガイダンス2番）へご連絡をお願いします。＊聴覚に障がいをお持ちの方は、FAX（0120-601-785）でお問合せすることもできます。
- あわせて、警察に遺失届・盗難届を出していただき、受理番号を控えてください。
- その後、お住まいの市区町村へ紛失・廃止届をしていただき、マイナンバーカードの再発行のお手続きをおとりください。
- なお、マイナンバーカードの申請に当たって、通知カードを紛失した場合には、「通知カード紛失届」を作成いただく必要がありますので、市区町村にご相談ください。


## マイナ保険証の利用 その他

- 利用者や職員の皆さんからのフィードバックを受け入れ、預かり・保管・利用の各段階における見直し改善が、随時必要です。
- マイナンバーカードの利用範囲は、随時拡大されます、「介護保険証」としての利用などがスケジュール化されています、そのような中で、健康保険証利用に限定した活用方法の見直しはいずれ必要になりそうです。  
マイナンバーカードにおける法令改正に対応
- 必要に応じた外部監査の実施

個人情報保護委員会  
(PPC)



厚生労働省  
医療福祉施設におけるマイナ保険証の  
保管管理

 One Seed hello-space Corp.	〒737-0045 広島県呉市本通4丁目10番1号 ワンシード社労士事務所 特定社会保険労務士 行政書士 積河内 弘樹 090-4145-4034 fax0823-61-8123
--	--

sekigouchi@hello-space.co.jp